

南山大学内部質保証推進委員会規程

(目 的)

第1条 南山大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）の活動を推進するために、内部質保証委員会のもとに南山大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職能)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる項目に関する原案を作成し、内部質保証委員会に報告する。

- 1 内部質保証に関する方針および手続
- 2 自己点検・評価の計画
- 3 全学的な観点による自己点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の支援
- 4 自己点検・評価結果の公表
- 5 外部評価に関する対応等
- 6 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- 1 学長の指名する教育職員および事務職員 3名程度
 - 2 教学部長
 - 3 教学企画課長
 - 4 教務課長
- ② 委員会の委員は、前項第2号および次条第1項に定める委員長を除き内部質保証委員会の委員を兼ねることはできない。
- ③ 事務局を教学企画課に置き、委員会事務を担当する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から大学評議会の承認を得て、学長が委嘱する。

- ② 委員会は、委員長が招集する。
- ③ 委員会に議長を置き、委員長がこれに当たる。
- ④ 委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑤ 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任 期)

第5条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ② 委員長および委員は、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 南山大学ピア・レビュー委員会規程（2012年9月1日施行）は、2018年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。